

令和8年第2回
市議会定例会(6月)
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目 次

◆ 令和8年度会計別予算額一覧.....	3
◆ 令和8年度一般会計歳入予算額一覧	4
◆ 令和8年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 令和8年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 6月補正予算 主要事項.....	7
◆ 条例関連議案.....	19
◆ その他議案	24
◆ 報 告	28

◆ 令和8年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		令和8年度 当初予算	6月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		48,480,000	127,143	48,607,143	
特 別 会 計	国民健康保険事業	6,814,400		6,814,400	
	国民健康保険診療所費	65,300		65,300	
	と畜場費	15		15	
	宅地造成事業	12,500		12,500	
	休日急患診療所費	26,500		26,500	
	石原土地地区画整理事業	76,500		76,500	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,112,600		8,112,600
		介護サービス事業勘定	53,000		53,000
	下夜久野地区財産区管理会	140		140	
	後期高齢者医療事業	2,657,900		2,657,900	
小 計		17,818,855		17,818,855	
企 業 会 計	水道事業	4,214,300		4,214,300	
	下水道事業	8,878,600		8,878,600	
	病院事業	福知山市民病院	20,577,758		20,577,758
		大江分院	944,242		944,242
		21,522,000		21,522,000	
小 計		34,614,900		34,614,900	
合 計		100,913,755	127,143	101,040,898	

◆ 令和8年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	令和8年度 当初予算	第1号補正額	補正後の額
01 市税	12,846,668		12,846,668
02 地方譲与税	534,987		534,987
03 利子割交付金	28,000		28,000
04 配当割交付金	133,000		133,000
05 株式等譲渡所得割交付金	163,000		163,000
06 地方消費税交付金	2,355,000		2,355,000
07 ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000
08 環境性能割交付金	12,000		12,000
09 法人事業税交付金	260,000		260,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,000		26,000
11 地方特例交付金	206,000		206,000
12 地方交付税	12,440,000		12,440,000
13 交通安全対策特別交付金	7,000		7,000
14 分担金及び負担金	171,714		171,714
15 使用料及び手数料	1,165,752		1,165,752
16 国庫支出金	7,459,482	62,552	7,522,034
17 府支出金	3,590,381	5,300	3,595,681
18 財産収入	808,569		808,569
19 寄附金	1,051,152		1,051,152
20 繰入金	1,301,093		1,301,093
21 諸収入	763,402	5,298	768,700
22 市債	3,150,800	4,200	3,155,000
23 繰越金	—	49,793	49,793
一般会計 合計	48,480,000	127,143	48,607,143

◆ 令和8年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	令和8年度 当初予算	第1号補正額	補正後の額
01 議会費	265,339		265,339
02 総務費	6,635,852	29,065	6,664,917
03 民生費	17,417,961	1,362	17,419,323
04 衛生費	6,314,013	78,135	6,392,148
05 労働費	17,959		17,959
06 農林業費	1,340,098	5,300	1,345,398
07 商工費	641,798		641,798
08 土木費	3,217,637	10,773	3,228,410
09 消防費	1,896,898	1,510	1,898,408
10 教育費	5,390,357	998	5,391,355
11 公債費	5,292,088		5,292,088
12 予備費	50,000		50,000
一般会計 合計	48,480,000	127,143	48,607,143

◆ 令和8年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	令和8年度 当初予算	第1号補正額	補正後の額
人 件 費	9,025,550		9,025,550
うち 議 員 給 与 費	152,959		152,959
うち 職 員 給 与 費	7,515,526		7,515,526
物 件 費	6,847,612	58,774	6,906,386
維 持 補 修 費	208,649		208,649
扶 助 費	10,415,695		10,415,695
補 助 費 等	6,876,311	12,475	6,888,786
投 資 的 経 費	4,897,689	55,894	4,953,583
うち 人 件 費	279,405		279,405
普 通 建 設 費	4,897,689	55,894	4,953,583
補 助 事 業 費	2,120,790	47,092	2,167,882
単 独 事 業 費	2,776,899	8,802	2,785,701
災 害 復 旧 費	—		—
公 債 費	5,292,088		5,292,088
積 立 金	1,191,829		1,191,829
出 資 金 ・ 貸 付 金	230,483		230,483
繰 出 金	3,444,094		3,444,094
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	48,480,000	127,143	48,607,143

◆ 6月補正予算 主要事項

(単位：千円)

区分／政策名 事業名		補正額	区分	ページ	
物価高騰対策 原油価格対策	ごみ収集運搬事業	13,037	継続	8	
	電算システム等一般管理事業	24,765	継続	9	
小計（2事業）		37,802			
一般会計 通常補正	① 市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち				
	コミュニティ助成事業（まちづくり推進課）	4,300	継続	10	
	② 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち				
	ゼロカーボンシティ推進事業	債務負担行為の設定	62,598	拡充	11
	地域防災訓練事業		1,510	継続	13
	④ 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち				
	指定校研究事業		998	継続	14
	⑤ 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち				
	保健衛生一般経費事業		2,500	継続	15
	⑥ 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち				
	国民年金事務事業		1,362	継続	16
	⑧ 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち				
新規就農総合支援事業		5,300	継続	17	
⑨ 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					
交通安全対策整備事業（通学路緊急対策）		10,773	継続	18	
小計（8事業）		89,341			
一般会計（補正第1号）		10事業 計	127,143		

区 分	原油価格・物価高騰対策					(単位:千円)
事業名	ごみ収集運搬事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
13,037	国	府	市債	その他	一般財源	598,236
					13,037	補正後予算額 611,273

1 事業の背景・目的

家庭から排出されるごみの適正な処理（収集運搬及び処分）は、市民の衛生的で快適な生活を支える上で必要不可欠です。

本市では、家庭から発生するごみを適切に回収するため、指定ごみ袋によるステーション収集を実施しています。

このたび、イラン情勢の緊迫化に伴い、原油価格や物流コストが上昇しています。指定ごみ袋の原材料であるプラスチック製品は原油価格の影響を受けやすく、こうした状況を背景に、指定ごみ袋の作製費が高騰しています。

このため、市民に必要な指定ごみ袋を安定的に供給できるよう、価格高騰に対応します。

2 事業の内容

令和8年度の指定ごみ袋作製については、債務負担行為を設定した上で令和7年10月に作製契約を締結しており、8回の納品を予定しています。

このことから、指定ごみ袋作製業務に係る単価を見直し、必要な指定ごみ袋を確保します。

作製単価			
品名	規格・品質	変更契約前 単価 (円)	変更契約後 単価 (円)
燃やすごみ専用 指定袋	大：45L	8.1	12
	中：30L	5.45	8.08
	小：20L	4.05	6
燃やさないごみ 専用指定袋	大：45L	6.3	9.34
	中：30L	4.3	6.37
	小：20L	3.35	4.96
容器包装プラスチ ック専用指定袋	大：45L	6.1	9.04
	中：30L	4.1	6.08
	小：20L	3.15	4.67

3 事業費の内訳

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じん芥処理費
 需用費 13,037千円 (指定ごみ袋作製単価増額分)

担当課	市民生活部生活環境課	電話	直通 22-1827 内線 6100
-----	------------	----	--------------------

区 分	原油価格・物価高騰対策					(単位:千円)
事業名	電算システム等一般管理事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
24,765	国	府	市債	その他	一般財源	474,308
					24,765	補正後予算額 499,073

1 事業の背景・目的

令和7年度末以降、世界的な生成AI需要の急拡大を背景に、AI用サーバの増産やデータセンターの増設が進み、サーバ及びストレージ等の主要部材であるメモリなど記憶装置の価格が急騰しています。さらには、イラン情勢の緊迫化に伴う原油価格や物流コストの上昇、円安といった複合的な要因により、IT機器の輸入コストは上昇し、機器の調達価格が高騰しています。

これにより、当初想定していた調達価格との間に大幅な乖離が生じ、当初予算の範囲内での調達が困難となりました。

こうした状況を踏まえ、行政事務の安定的かつ円滑な遂行に支障が生じないよう、所要額を速やかに措置し、調達手続きを進めます。

2 事業の内容

庁内に設置しているサーバやストレージ等の機器のうち、今年度中に保守期限を迎えるものについて、後継機器を賃貸借により調達します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

使用料及び賃借料 24,765千円 (電子計算機等賃借料)

担当課	市長公室DX推進課	電話	直通 24-7060 内線 3122
-----	-----------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち					(単位:千円)
事業名	コミュニティ助成事業 (まちづくり推進課)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
4,300				4,300		補正後予算額 4,300

1 事業の背景・目的

住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図ることを目的として実施します。

2 事業の内容

住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に対して、一般財団法人自治総合センターによる助成の決定を受けたため、本市を経由（歳入）し、対象団体に補助金を交付します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域交流推進費

負担金補助及び交付金 4,300千円(一般コミュニティ助成事業補助金)

(内訳)

つつじが丘自治会 集会所備品整備への補助 2,500千円

鴨野町自治会 除雪機等購入への補助 1,800千円

4 主な特定財源

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

コミュニティ助成事業助成金 (まちづくり推進課) 4,300千円

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターの宝くじ受託事業収入による社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域福祉の向上に寄与するものです。

担当課	市民生活部まちづくり推進課	電話	直通 24-7225 内線 3132
-----	---------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					(単位:千円)
事業名	ゼロカーボンシティ推進事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
62,598	国	府	市債	その他	一般財源	10,718
	53,945				8,653	補正後予算額 73,316

債務負担行為の設定

(単位:千円)

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府 支出金	地方債	その他	一般財源
脱炭素先行地域 づくり補助金	令和8年度 ～ 令和10年度	459,999	459,999			

1 事業の背景・目的

令和6年度に設立した「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム」を活用し、産官学金連携のもと様々な脱炭素事業を積極的に推進します。
また、環境省が全国から約100か所を選定する「脱炭素先行地域」に本市が選定されたことを受け、国の支援を活用した脱炭素事業に取り組めます。

2 事業の内容

(1) 「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム」にて産官学金連携のもと様々な脱炭素事業を積極的に進めるための体制を整えます。



「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム」



全体会議 (R8.3月)

(2) 令和5年3月に策定した「福知山市エネルギー・環境基本計画」が令和9年度に中間目標年度を迎えることから、中間見直しに係る基礎調査に着手し、最終目標年度(令和14年度)に向けた見直し案を作成します。

(3) 脱炭素先行地域の対象エリア(夜久野町、長田野工業団地)に設置される太陽光発電設備等に係る補助制度を創設します。【拡充】



屋根設置太陽光発電設備

3 事業費の内訳

(款) 衛生費	(項) 保健衛生費	(目) 環境保全費
報償費	135千円	(委員等謝礼)
旅費	63千円	(委員等実費弁償)
委託料	17,279千円	(再エネ事業等創出支援業務、 計画中間見直し調査・検証業務)
工事請負費	8,455千円	(稚児野台サイロ解体工事)
負担金補助及び交付金	36,666千円	(脱炭素先行地域づくり補助金)
	(営農型太陽光発電設備導入事業	14,000千円
	自家消費型住宅用太陽光・蓄電設備導入事業	12,000千円
	産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業	6,666千円
	高効率給湯機器導入事業	4,000千円)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金	(項) 国庫補助金	(目) 衛生費国庫補助金
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	17,279千円	
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	36,666千円	



地産再エネを生み出す場所への再生を進める養豚団地跡地（夜久野町井田）

担当課

産業部エネルギー・環境戦略課

電話

直通 48-9554 内線 4174

政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					(単位:千円)
事業名	地域防災訓練事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,510	国	府	市債	その他	一般財源	85
	1,510					補正後予算額 1,595
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>本市の近隣には複数の断層が存在し、そのうち、三峠断層による直下型地震が発生した場合、約2万人の避難者と約2万6千棟の家屋被害が想定されています。このような大規模災害を見据え、令和7年度に「福知山市大規模災害対応力強化指針(案)」を策定し、予防から復興までの4つのフェーズにおける72の具体的な取組みを取りまとめました。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>国の自主防災組織等活性化推進事業に採択されたことを受け、大規模災害に備え、避難所開設・運営手順の確認や、市職員・関係機関・自主防災組織等の連携強化を図るとともに、避難環境の改善に繋げるため、多職種による避難所開設・運営訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施予定日 令和8年10月25日(日) ・訓練内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 多職種連携による要配慮者対応訓練 各関係機関と連携し、要配慮者のトリアージ、個別ニーズの把握や健康チェックに加え、介助や生活支援に係る訓練を実施します。 (2) 避難所運営等訓練 避難所の開設、運営訓練やマンホールトイレなどの資機材の組み立て訓練などを実施します。 (3) 多様な主体との連携訓練 災害ボランティアセンターの開設、運営訓練や外国籍の人のための防災訓練、炊き出し訓練などを実施します。 <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費</p> <p>報償費 60千円 (有識者謝礼)</p> <p>旅費 180千円 (有識者旅費、先進地視察)</p> <p>需用費 200千円 (炊き出し用食材等訓練物品、広報用チラシ)</p> <p>委託料 315千円 (体育館シート敷設委託、ナレーション委託)</p> <p>使用料及び賃借料 755千円 (会議室使用料、訓練会場使用料)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫委託金 (目) 消防費国庫委託金 自主防災組織等活性化推進事業 1,510千円</p>						
担当課	市長直轄組織危機管理室		電話	直通 24-7503 内線 3515		

政策名	市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち					(単位:千円)
事業名	指定校研究事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
998	国	府	市債	その他	一般財源	550
				998		補正後予算額 1,548
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>文部科学省が生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速を目的として実施する「生成AIパイロット校」事業において、成和ブロックの3校が「令和8年度 教材実証校」として採択されました。これを受け、試作教材の実証や情報活用能力の向上に関する取組を行います。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>学習指導要領の改訂を見据え、文部科学省が開発・提供する、AIを含む情報活用能力育成に向けた教材の活用実証を行います。</p> <p>提供された生成AIに関する試作教材を、修斉小学校、上豊富小学校、成和中学校の授業で活用し、教材の使用感や学習効果を高めるための改善案を学校現場の視点からフィードバックします。これにより、全国で使用される教材の精度向上に寄与するとともに、児童生徒の情報活用能力を育みます。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育振興費 報償費 180千円 (アドバイザー謝礼) 旅費 818千円 (先進校視察、夏季学習会、成果報告会等)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 諸収入 (項) 受託事業収入 (目) 教育費受託事業収入 指定校研究事業 998千円</p>						
担当課	教育委員会学校教育課			電話	直通 24-7040 内線 5125	

政策名	市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					(単位:千円)
事業名	保健衛生一般経費事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,500	国	府	市債	その他	一般財源	20,481
					2,500	補正後予算額 22,981

1 事業の背景・目的

近年の全国的な少子化や看護師養成の4年制大学化、都市部への学生流出等に加え、施設・設備の補修や教育環境の維持・充実に係る経費の増加などを背景に、福知山医師会が運営する福知山医師会看護高等専修学校では学校経営が厳しくなっています。

このような状況の中、令和8年度の入学者数は8人となり、令和7年度の21人から大幅に減少しました。そのため、学校運営費に不足が生じ、令和8年3月に福知山医師会から同校への支援を求める緊急要望書が提出されました。

2 事業の内容

地域医療を担う医療従事者である准看護師の育成を支援するため、福知山医師会看護高等専修学校が実施する事業に対し毎年定額の補助金を交付しています。

このたび緊急要望書の提出を受け、学校の適切な運営を支援するため緊急対応として補助金を追加交付します。

3 事業費の内訳

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費

負担金補助及び交付金 2,500 千円 (医療従事者養成事業補助金)

担当課	健康福祉部健康医療課	電話	直通 23-2788 内線 2299
-----	------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち					(単位:千円)
事業名	国民年金事務事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,362	国	府	市債	その他	一般財源	1,990
	1,362					補正後予算額 3,352
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>令和8年10月から、育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方など）を対象に、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度が創設されます。これに伴い、制度開始前に市町村基幹業務支援システム（国民年金システム）の改修が必要となることから、事業費の増額補正を行います。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>市町村基幹業務支援システム（国民年金システム）の改修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金異動処理画面の改修 ・国民年金照会システムに育児期間免除欄を追加 ・適用関係届出書のデータ作成に関する改修 ・各種帳票レイアウトの修正 など <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金事務費 委託料 1,362千円 (国民年金システム改修業務委託料)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫委託金 (目) 民生費国庫委託金 基礎年金等事務費 1,362千円</p>						
担当課	健康福祉部保険年金課		電話	直通 24-7057 内線 2248		

政策名	市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち					(単位:千円)
事業名	新規就農総合支援事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
5,300	国	府	市債	その他	一般財源	16,800
		5,300				補正後予算額 22,100

1 事業の背景・目的

過疎化や高齢化により農業従事者が減少する中、農業後継者や新たな農業者、中核的な担い手の確保・育成を図ります。あわせて、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を促進し、農業就業者数の増加及び若返りを図ります。

このたび、国の制度である新規就農者等を支援する交付金について、補助対象者数の増加及び制度改正による交付単価の引上げを受け増額補正を行います。

2 事業の内容

(1) 経営発展支援事業補助金

就農後の経営発展に必要な機械及び施設の導入等を支援します。

補助率：補助対象経費の4分の3以内（上限750万円）

(2) 経営開始資金

就農直後の所得確保及び経営の確立を支援します。（最長3年間）

交付額：定額

【制度改正前】 12.5万円/月(150万円/年)

【制度改正後】 13.75万円/月(165万円/年)

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費

負担金補助及び交付金 5,300千円

(経営発展支援事業補助金 3,750千円、経営開始資金 1,550千円)

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金

新規就農総合支援事業 5,300千円

担当課	産業部農業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4123
-----	----------	----	--------------------

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					(単位:千円)
事業名	交通安全対策整備事業 (通学路緊急対策)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
10,773	国	府	市債	その他	一般財源	35,427
	5,735		4,200		838	補正後予算額 46,200

1 事業の背景・目的

令和3年6月千葉県八街市で発生した事故を受け、新たな観点を加えた緊急通学路合同点検により抽出された安全対策必要箇所において、安全対策推進のための国庫補助制度が創設されたことから、関係機関等によるソフト面での対策を組み合わせつつ、実施可能な箇所を計画的かつ集中的にハード対策を実施することで、通学路における更なる交通安全の確保を行うことを目的とします。

今回、国より道路交通安全施設整備等事業費補助の増額内示を受けたことから増額補正を行います。

2 事業の内容

京都府が実施する一級河川大谷川河川改修に伴う前田橋改築工事に対する市町村負担金を支出します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費
負担金補助及び交付金 10,773千円 (川北荒木線 前田橋改築工事負担金)
(うち補助対象分 10,426千円、府単独費分 347千円)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 土木費国庫補助金
道路交通安全施設整備等事業費補助 $10,426千円 \times 補助率55\% \approx 5,735千円$
(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債
公共事業等債 $(10,426千円 - 5,735千円) \times 充当率90\% \approx 4,200千円$



川北荒木線 (京都府施工区間)

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4221
-----	------------	----	--------------------

◆ 条例関連議案

1 福知山市税条例（一部改正）

【担当課：税務課 電話：(直通)24-7024 (内線)3362】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 寄附金税額控除における特例控除対象寄附金について、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の課税期間の延長に伴い、文言の整理を行うこととした。

(第26条の6第2項及び附則第9条の2関係)

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等の申告の規定の改正に伴い、文言の整理を行うこととした。

(第27条の2第1項、第27条の3の2第1項及び第5項関係)

(3) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税において提出義務がない場合であっても、個人住民税において必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大することとした。

(第27条の3の3関係)

(4) 固定資産税の免税点について、家屋にあつては30万円に、償却資産にあつては180万円に引き上げることとした。

(第34条の3関係)

(5) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、医療用から転用された一定の医薬品の購入の対価に係る部分は、その適用期限を廃止することとした。

(附則第6条関係)

(6) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年末までに入居したもののについて適用することとした。

(附則第7条の3第1項関係)

(7) 寄附金税額控除における特例控除額の特例について、文言の整理を行うこととした。

(附則第7条の4関係)

ア 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設に伴い、文言の整理を行うこととした。

イ 寄附金税額控除における特例控除対象寄附金について、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の課税期間の延長に伴い、文言の整理を行うこととした。

(8) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を、令和9年度から令和12年度に3年延長することとした。

(附則第8条第1項関係)

(9) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の見直しに伴い、譲渡した土地等が土砂災害特別警戒区域等に存する場合には、本特例の適用ができないものとする事とした。

(附則第17条の2第2項及び第4項関係)

- (10) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、特定暗号資産を譲渡した場合の所得について、申告分離課税とする規定を追加することとした。

(附則第19条の3関係)

3 施行期日

(2)、(3)、(5)、(6)、(8) 令和9年1月1日

(4) 令和9年4月1日

(1)、(7)イ、(9) 令和10年1月1日

(7)ア、(10) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

2 福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）

【担当課：生活環境課 電話：(直通)22-1827 (内線)6110】

1 改正の理由

家庭系一般廃棄物の戸別収集の実施を可能とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 市長が認めた場合において、家庭系一般廃棄物の戸別収集の実施を可能とすることとした。

(第8条の2第2項関係)

- (2) 一般廃棄物処理手数料のうち、戸別収集を認めたときの手数料を定めることとした。

(別表第1関係)

- (3) 文言の整理を行うこととした。

(第9条第1項関係)

3 施行期日

令和8年7月1日

3 福知山市消防団員等公務災害等補償条例（一部改正）

【担当課：消防本部総務課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-200】

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を330,000円に引き上げることとした。

(第14条関係)

3 施行期日

公布の日

4 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (一部改正)

【担当課：幼保支援課 電話：(直通)24-7082 (内線)6251】

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年福知山市条例第5号）の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、利用乳幼児の定義に満3歳以上の児童を加えることとした。

(第3条関係)

イ 満3歳以上限定小規模保育事業等の定義を定めるとともに、満3歳以上限定小規模保育事業者の連携協力について定めることとした。

(第7条第1項及び第7項関係)

ウ 児童対象性暴力等の防止に係る家庭的保育事業者等の義務について定めることとした。

(第14条関係)

エ 家庭的保育事業者が定めるべき重要事項に関する規程について、利用定員の区分に満3歳以上限定小規模事業者に係る規定を加えることとした。

(第19条第6号関係)

オ 小規模保育事業B型及びC型から満3歳以上限定小規模保育事業を除くこととした。

(第28条関係)

カ 小規模保育事業所等における保育士の数の算定に当たり、特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすこととし、あわせて保育士による支援体制の確保を義務付けることとした。

(第30条第4項、第32条第4項、第45条第4項及び第48条第4項関係)

キ 看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、保育士による支援体制の確保を義務付けることとした。

(第30条第5項、第32条第5項、第45条第5項及び第48条第5項関係)

ク 文言の整理を行うこととした。

(第24条第2項及び第3項、第30条第2項第3号及び第3項、第32条第1項及び第3項、第36条、第45条第3項並びに第48条第1項及び第3項関係)

ケ 連携施設に関する経過措置の対象から満3歳以上限定小規模保育事業者を除くこととした。

(附則第4項関係)

コ 小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例の対象から、満3歳以上限定小規模保育事業を除くこととした。

(附則第7項関係)

サ 特定理学療法士等のみなし規定の創設に伴い、小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例の適用に当たって保育士とみなされる者の除外対象を加えることとした。

(附則第10項関係)

(2) 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年福知山市条例第6号)の一部改正

(改正条例第2条関係)

ア 教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及び保育認定子どもの定義を定めることとした。

(第2条第2号から第4号関係)

イ 特定地域型保育事業者のうち、満3歳以上限定小規模保育事業者の利用定員について定めることとした。

(第37条第3項関係)

ウ 特定地域型保育事業者のうち、満3歳以上限定小規模事業者の利用の選考について定めることとした。

(第39条第3項関係)

エ 特定地域型保育事業者が連携協力を行う者として、満3歳以上限定小規模事業者を加えることとした。

(第42条第7項関係)

オ 特定地域型保育事業者のうち、満3歳以上限定小規模保育事業者は卒園後の受入れに係る連携協力を求めることを要しないこととした。

(第42条第8項関係)

カ 特定教育・保育施設の運営基準を特定地域型保育事業者へ準用する規定について、対象者となる子どもの範囲を拡大し、職員の資格要件の整理を行った。

(第50条関係)

キ 特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合の認可基準の遵守について、満3歳以上限定小規模保育事業者を対象から除くこととした。

(第51条第1項関係)

ク 特定地域型保育事業者のうち、満3歳以上限定小規模保育事業者が遵守すべき基準等について定めることとした。

(第51条の2関係)

ケ 文言の整理を行うこととした。

(目次、第2条第5号から9号、第6条第2項から第4項、第7条第2項、第9条第1項、第12条見出し、第13条第4項第3号、第20条第7号、第22条見出し、第25条、第35条、第36条、第37条第1項及び第2項、第39条第2項、第4項及び第5項、第40条第2項、第41条、第42条第1項及び第9項から第12項、第43条第1項、第46条第7号、第47条第1項及び第2項、第48条見出し、第49条第2項、第51条第2項及び第3項並びに第52条関係)

(3) 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年福知山市条例第54号)の一部改正

(改正条例第3条関係)

満3歳以上限定小規模保育事業に係る利用者負担額の上限額を定めることとした。

(別表第1第1項関係)

(4) 福知山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年福知山市条例第22号)の一部改正

(改正条例第4条関係)

児童対象性暴力等の防止に係る乳児等通園支援事業者の義務について定めることとした。

(第14条の2関係)

3 施行期日

(1) (ウを除く。)、(2)、(3) 公布の日

(1) ウ、(4) 令和8年12月25日

5 福知山市営住宅条例（一部改正）

【担当課：建築住宅課 電話：(直通)24-7053 (内線)4241】

1 改正の理由

市営住宅向野団地の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

別表中向野団地の項を削ることとした。

(別表関係)

3 施行期日

公布の日

◆ その他議案

■ 工事請負契約の変更について

【担当課：道路河川課 電話：(直通)24-7059 (内線)4215】

- 1 工 事 名 長田野西橋橋りょう補修工事
- 2 変更前契約金額 194,860,600円
- 3 変更後契約金額 203,122,700円
- 4 変 更 理 由 剥落防止工における足場設置部の施工について、高所作業車を追加し、交通誘導員を増員する必要が生じたため。
- 5 契約の相手方 能見・三和 共同企業体
代表者 福知山市字雲原154番地
株式会社能見土建
代表取締役 曾根有策
構成員 福知山市三和町千束502番地
三和建设工業株式会社
代表取締役 安谷清春

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部消防課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-202】

- 1 物 品 名 高規格救急自動車 1台
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 27,170,000円
- 4 契約の相手方 福知山市前田1063-1
京都日産自動車株式会社 福知山店
店長 白木勉

■ 物品の取得について

【担当課：学校給食センター 電話：(直通)23-5766】

- 1 物 品 名 スチームコンベクションオーブン 4台
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約

3 取得価格 26,378,000円

4 契約の相手方 京都市南区上鳥羽藁田町10番地
株式会社アイホー 京都営業所
所長 高津 匡 司

■ 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

【担当課：建築住宅課 電話：(直通)24-7053 (内線)4241】

市営住宅の明渡し及び修繕費等の請求	<p>福知山市営住宅は、低収入等の理由で住宅確保に困窮している者に対して公募により入居申込みを受付け、低廉な価格で賃貸する公営住宅であるが、本件住宅は、自宅を全焼させた相手方に対して、次の住居を確保するまでの応急的な住宅として、上記にかかわらず市が期間を定めて市営住宅の使用を許可したものである。</p> <p>相手方は、令和7年12月3日に自宅を全焼させたことで、令和7年12月4日から令和8年2月28日までの期間、市営住宅の一室を無償で一時使用する許可を市から受け入居を開始したが、住宅使用期限を過ぎ現在においても入居し続けており、市から住宅の明渡しを請求したが、未だ明渡しを行っておらず、他の本来の入居対象者のための住宅を不法に占有している状況である。</p> <p>相手方は、住宅使用当初から深夜の騒音、大声やごみの不始末等の近隣への迷惑行為があり、市から再三にわたり注意を行ったが改善がみられなかった。また、令和8年4月20日には相手方が風呂場から水を越水させたことにより、本住宅及び階下の3室に対して浸水被害を与えた。今後においてもこのような住宅設備及び近隣住民への被害が想定されるため、早急な退去明渡しが必要である。</p> <p>以上のことから、本市は、相手方に対し、市営住宅の退去明渡しを求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行うものである。</p> <p>併せて、本件浸水被害による修繕費及び不法占有に伴う賃料相当損害金を請求する。</p>
-------------------	--

■ 京都地方税機構規約の変更について

【税務課 電話：(直通)24-7024 (内線)3362】

1 変更の理由

令和8年度税制改正において自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことにより、当該税目の申告受付事務等を行っている京都地方税機構の規約の一部を変更する必要があるため。

- 2 変更の内容
京都地方税機構が処理する事務から、環境性能割に関する事務を削除する。
(第4条第2号関係)
- 3 施行期日
総務大臣の許可の日

■ 専決処分の承認について

1 福知山市税条例（一部改正） <R8.3.31 専決第5号> 【担当課：税務課 電話：(直通)24-7024 (内線)3362】

- 1 改正の理由
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 - (1) 個人住民税所得割の課税標準について、特定大口株主配当等が特定配当等に追加されることに伴い、文言の整理を行うこととした。
(第25条第3項関係)
 - (2) 環境性能割が廃止されることに伴い、文言の整理を行うこととした。
(第45条、第45条の2、第47条、第48条、第48条の3、第49条、第49条の2、第50条の2及び附則第16条の2関係)
 - (3) 改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額についてわがまち特例の割合を定める規定を追加するとともに、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置についてわがまち特例の割合を改め、あわせて文言の整理を行うこととした。
(附則第10条の2関係)
 - (4) 改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額の規定の適用について、申告書に添付が必要な証明書類等を明記するとともに、文言の整理を行うこととした。
(附則第10条の3関係)
 - (5) 軽自動車税の税率の特例のうち、75パーセント軽減に係る特例の適用期限が延長されること及び50パーセント軽減に係る特例の適用期限が令和8年度で終了することに伴い、文言の整理を行うこととした。
(附則第16条関係)
 - (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和8年度から令和11年度に3年延長することとした。
(附則第17条の2関係)
 - (7) 文言の整理を行うこととした。
(第16条、附則第7条の3、附則第8条、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2及び附則第20条の3関係)

- 3 施行期日
令和8年4月1日

2 福知山市都市計画税条例（一部改正） <R8.3.31 専決第6号>
【担当課：税務課 電話：(直通)24-7024 (内線)3362】

- 1 改正の理由
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
(1) 改修特別特定建築物に係る都市計画税の減額について、わがまち特例の割合を定める規定を追加することとした。
(附則第3項関係)
(2) 改修特別特定建築物に係る都市計画税の減額の規定の適用について、申告書に添付が必要な証明書類等を明記するとともに、文言の整理を行うこととした。
(附則第4項関係)
(3) 文言の整理を行うこととした。
(附則第2項及び附則第5項から附則第15項関係)
- 3 施行期日
令和8年4月1日

◆ 報 告

■ 令和7年度予算繰越計算書について

令和7年度予算を翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

- (1) 継続費逡次繰越
 (一般会計) 人権関連施設集約整備事業ほか1件
- (2) 繰越明許費
 (一般会計) 庁舎管理事業ほか25件
- (3) 地方公営企業法に定める建設改良費の繰越
 (水道事業会計) 施設拡張事業ほか1件
 (下水道事業会計) 管渠施設拡張事業ほか3件
 (病院事業会計) 新棟建設事業(第1工区)工事監理業務ほか1件
- (4) 地方公営企業法に定める医業費用の事故繰越
 (病院事業会計) 一般X線撮影装置修理
- (5) 地方公営企業法施行令に定める逡次繰越
 (病院事業会計) 新棟建設事業(第1工区)

■ その他の債権の放棄について(3件)

福知山市債権管理条例第11条第1項の規定により、福知山市のその他の債権を次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

(一般会計)

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
有線テレビジョン放送 施設使用料	DX推進課	47,770円	1人	1件
くらしの資金貸付金	社会福祉課	436,000円	5人	5件
市営住宅使用料	建築住宅課	2,102,648円	4人	88件
放課後児童クラブ 使用料	生涯学習課	41,000円	2人	7件
合 計		2,627,418円	12人	101件

(水道事業会計)

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
水道料金	経営総務課	1,143,957 円	176 人	613 件
合 計		1,143,957 円	176 人	613 件

(病院事業会計)

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
診療費	医事課	4,513,109 円	87 人	282 件
診療費	大江分院 管理課	19,520 円	1 人	1 件
合 計		4,532,629 円	88 人	283 件

【合 計】

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
		8,304,004 円	276 人	997 件